

C. 国立公園等核心地利用施設改修事業（山小屋）

国立公園等核心地利用施設改修計画に基づき実施する以下の事業。補助事業を活用する場合には、申請する事業が「国立公園等核心地利用施設改修計画」に位置付けられていることが必要です。

1. 建築改修事業

山小屋の内装、外装、設備の改修を行う事業。

2. 建築周辺利用環境改善事業

周辺の利用環境の改善に資する、山小屋の外構、山小屋への通路、案内板等の整備を行う事業。

【国立公園等核心地利用施設改修計画について】

適正な山岳利用に資するために補助事業を活用する山小屋（※1）が作成するもので、申請事業の内容をとりまとめたもの。この計画は、山小屋事業者と地方自治体等の団体が参加し組織する地域協議会（※2）からの推薦を得ること必要です。

※1 登山者の利用に供する宿舎等であり、車道、商業電力、上水道、下水道のいずれかが利用できない条件が不利な場所にあるもの

※2 山岳環境保全と適正な登山利用等に向けた取組について協議し、これを適切に推進することを目的とするもの

《国定公園の場合》

- ・地域協議会に当該国定公園を管理する都道府県が含まれない場合は、別途、当該都道府県の推薦（様式任意）を得ることが必要です。
- ・当該国定公園に関して訪日外国人旅行者誘致に関する目標及び計画が定められていることを示す資料（計画書等の写しなど）を添付してください。なお、当該資料は、国定公園ごとにインバウンド誘致目標が定められているものが望ましいです。
- ・国立公園等核心地利用施設改修計画および推薦書

実施要領別添2（国立公園等核心地利用施設改修計画について）

<https://www.env.go.jp/content/000395945.pdf>

実施要領別添2様式4（国立公園等核心地利用施設改修計画）

<https://www.env.go.jp/content/000395938.xlsx>

実施要領別添2様式5（国立公園等核心地利用施設改修事業 推薦書）

<https://www.env.go.jp/content/000395939.docx>

【国立公園等核心地利用施設改修事業の条件等について】

- ・インバウンド受入環境整備など施設利用者の増加に資する事業を対象とします。
- ・外装は国立公園管理運営計画等の規定に沿っていることが必要です。
- ・内装、設備等の改修は、劣化した建物等の性能・機能について原状（初期の水準）を超えて改善するものを対象とします。
- ・「建築周辺利用環境改善事業」は、山小屋周辺を範囲とし、山小屋利用者が主として利用する外構、通路や案内板等（山小屋を案内するもの）の整備を対象とします。

■ 補助対象経費

補助の対象となる事業に要する経費は、公募要領 別表第1の「3 補助対象経費」の欄に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

■ 申請に必要な書類

- ・応募申請必要書類等チェックシート（C事業）
- ・（様式第1） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業に係る応募申請書
- ・（別紙1－9） C．国立公園等核心地利用施設改修事業 実施計画書
- ・（別紙2－2） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業経費内訳書
- ・（別紙3） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業実施後使用見込等申告書
- ・（別紙4） 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
- ・（実施要領 別添2様式4） 国立公園等核心地利用施設改修計画

※国定公園の場合、訪日外国人旅行者誘致に関する目標及び計画を示す資料を添付してください。

- ・（実施要領 別添2様式5） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業（国立公園等核心地利用施設改修事業）推薦書

※国定公園の場合であって、地域協議会に当該国定公園を管轄する都道府県が含まれない場合は、別途都道府県の推薦書（様式任意）を添付すること。

- ・補助事業に関する見積書

※積算の内訳、算定式等を記載するとともに、別紙2－2経費科目との紐づけが確認できるようにすること

- ・整備内容に関する補足資料

※整備場所の位置図、各種図面（設計図、イメージパース等）のほか、本補助事業の要件を踏まえた、現状の課題点、整備理由、整備による効果等、個々の整備内容を具体的に補足する資料を必要に応じて添付すること

- ・現状の写真（撮影日を記載すること）

- ・土地・建物の登記事項証明書（全部事項証明書）※発行から3か月以内のもの

（未登記の場合：当該施設に関する公園事業許可書、土地使用許可書等）

別紙様式の作成にあたっては、「応募書類（様式1別紙）記載要領」を必ず確認し、作成してください。

令和8年度の様式をダウンロードし、作成してください。

上記のほか、申請者に関する書類の提出が必要となります。詳細は公募要領を確認ください。